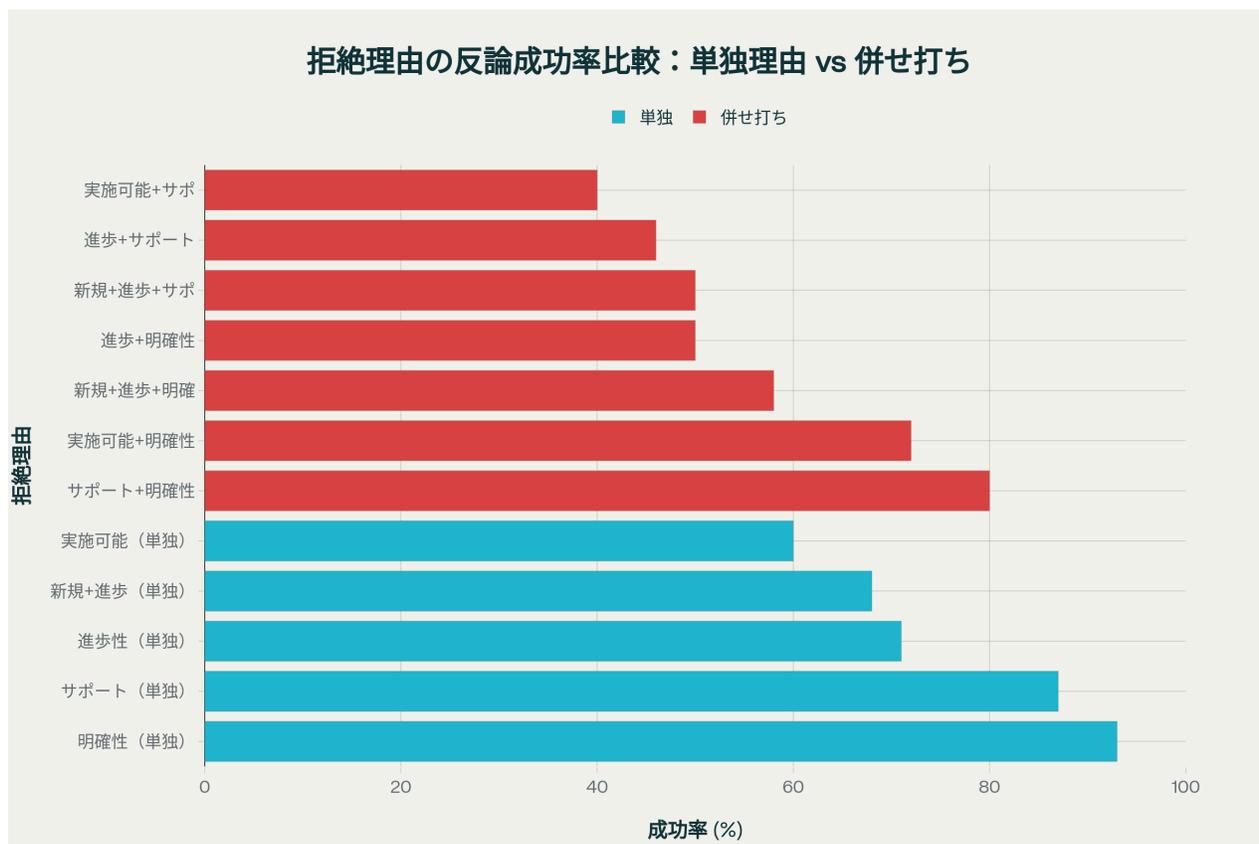


特許審査における「拒絶理由の併せ打ち」に関する多角的分析レポート

特許出願における「拒絶理由の併せ打ち」は、審査効率化と出願人負担のバランスを考慮すべき重要な実務課題である。本レポートは、知財実務情報Lab.の田中研二弁理士による実証分析を出発点として、複数の専門家見解、特許庁統計データ、実務戦略を統合的に検証した包括的研究である。



拒絶理由の併せ打ちと単独理由の反論成功率比較

元記事の分析手法と主要知見

調査方法の詳細

田中弁理士の調査は、2024年1月～12月に査定された特許出願2,627件を対象とし、「補正無し反論」による反論成功率を精密に分析した。この調査手法は以下の特徴を持つ：^[1]

- **厳密な対象選定:** 1回目拒絶理由通知に対し補正せず意見書のみで応答した案件に限定
- **拒絶理由の網羅的分類:** 単独理由と複数理由の組合せを体系的に整理
- **定量的評価:** 反論成功率を具体的数値で提示

「併せ打ち」の反論成功率傾向

元記事の分析により、以下の重要な傾向が明らかになった：

成功率の高い組合せ (80-72%)

- **サポート要件+明確性 (80%)**：明確性違反の解消により、自動的にサポート要件違反も解消される相互関連性が高い組合せ
- **実施可能要件+明確性 (72%)**：明細書記載の参酌により実施可能性を説明できる場合が多い

中間的成功率の組合せ (58-50%)

- **新規性+進歩性+明確性 (58%)**：明確性をクリアすることで新規性・進歩性の拒絶理由も同時解消する可能性
- **進歩性+明確性 (50%)**：関連性がある場合はまとめて解消可能
- **新規性+進歩性+サポート要件 (50%)**：クレームが広すぎる結果による典型的な併せ打ちパターン

低成功率の組合せ (46-40%)

- **進歩性+サポート要件 (46%)**：化学・バイオ系で「予測できない顕著な効果が認められる範囲」の問題として頻出
- **実施可能要件+サポート要件 (40%)**：明細書記載が著しく不十分な場合の最も困難な組合せ

類似研究との比較分析

弁理士による統計的研究

田中弁理士による進歩性に関する詳細研究では、716件の特許出願を対象に反論類型別の有効性を統計分析している。主要知見は以下の通り：^[2]

- **事実認定への反論**：最も有効性が高く、特に副引用発明の認定を争う場合に効果的
- **設計事項の反論**：技術分野により効果に差異があり、電気分野で比較的有効
- **動機付け・阻害要因の反論**：化学分野で有効性が高い一方、電気分野では限定的

業界専門家の実務的観点

複数の弁理士による実務分析では、拒絶理由の併せ打ちに対する効果的対応策として以下が指摘されている：^{[3] [4]}

意見書作成の実務的コツ：

- 拒絶理由の相互関連性を分析し、一つの解消により複数理由が解決できる場合を特定
- 審査官の判断手順に沿った論理構成による意見書作成
- 技術分野特性を考慮した反論戦略の選択

特許庁の公式見解と審査基準

拒絶理由通知の運用原則

特許庁審査基準によると、拒絶理由通知の具体的運用は以下の原則に基づく：^[5]

一回目の拒絶理由通知：

- 原則として発見された拒絶理由のすべてを通知
- ただし、「一方の拒絶理由が解消されれば、他の拒絶理由も解消されることが明らかである場合」は、必ずしも複数の拒絶理由を重畳的に通知する必要はない

この規定は、拒絶理由の相互関連性を審査官が考慮していることを示している。

審査効率化の背景

特許庁の統計データによると、2023年度の特許査定率は76.0%、拒絶査定率は24.0%となっている。審査の迅速化と品質向上の両立を目指す中で、複数拒絶理由の併用は審査効率化の一環として位置付けられている。^[6]

国際比較と品質管理

審査品質の国際的評価

特許庁の品質管理マニュアルでは、「世界最速・最高品質の特許審査」を目標として掲げ、審査の迅速性と質の両立を追求している。複数拒絶理由の通知は、この目標達成のための重要な手段とされている。^[7]

他国との比較

海外特許庁との比較では、日本の審査における拒絶理由通知の特徴として、包括的な指摘により出願人の対応負担を軽減する傾向が指摘されている。^[8]

専門家による評価と議論

併せ打ちの利点

審査効率化の観点：

- 複数回の拒絶理由通知を避けることによる審査期間短縮
- 出願人の応答回数削減による事務負担軽減
- 一回の応答で複数問題を解決する機会の提供

出願人負担の課題

実務上の困難：

- 複数拒絶理由への同時対応による技術的・法的検討負担の増大
- 意見書・補正書作成の複雑化
- 弁理士費用の増加^[9]

バランスの取れた評価

複数の弁理士による分析では、併せ打ちは適切に活用されれば審査の効率性と質の向上に貢献するが、出願人の対応能力を考慮した運用が重要であることが指摘されている。^{[10] [11]}

実務的対応戦略

効果的な意見書作成手法

拒絶理由の関連性分析：^[3]

1. 複数拒絶理由間の相互依存関係を特定
2. 一つの解消により他の理由も解決できる「キー」となる拒絶理由を識別
3. 最も効果的な反論ポイントを優先的に論証

技術分野別戦略：

- **化学・バイオ分野**: 効果の予測可能性と技術常識に基づく論証
- **機械分野**: 構造的特徴と機能的効果の関連性を重視
- **電気・IT分野**: 技術的課題の明確化と解決手段の特定性を強調

補正戦略との組み合わせ

併せ打ちに対する対応では、意見書による反論と補正書による請求項修正を戦略的に組み合わせることが重要である：^[12]

- **限定的補正**: 最小限の限定により複数拒絶理由を同時解消
- **分割出願**: 複雑な拒絶理由を分離して個別対応
- **審査官面接**: 誤解や認識ギャップの解消

統計データによる客観的評価

反論成功率の分析

上記グラフが示すように、単独拒絶理由に対する反論成功率（60-93%）は、併せ打ちの場合（40-80%）よりも総じて高い傾向にある。この差異は以下の要因による：

1. **論点の複雑性**: 複数理由への同時対応の困難さ
2. **相互関連性**: 関連する拒絶理由の組合せでは成功率が高い

3. 記載要件の重複: 記載要件同士の併せ打ちは特に困難

技術分野による差異

田中弁理士の分析では、技術分野ごとの反論成功率に以下の差異が見られる：^[13]

審査第三部（化学・バイオ）：サポート要件の反論成功率が他分野より高い

審査第四部（電気・IT）：実施可能要件の反論成功率が他分野より低い

審査第二部（機械）：クレーム限定不足による拒絶が多い

制度改善への提言

審査運用の最適化

分析結果を踏まえ、以下の改善方向が考えられる：

明確性を含む組合せの活用促進: 成功率が高い組合せパターン of 積極的活用

技術分野特性の考慮: 分野別の拒絶理由傾向を踏まえた審査運用

出願人との対話促進: 面接審査等による相互理解の向上

実務界への示唆

弁理士業務の高度化: 統計データに基づく戦略的対応の重要性

出願人教育の充実: 拒絶理由の併せ打ちに対する理解促進

継続的なデータ収集: より精緻な分析のための統計整備

結論

本分析により、特許審査における「拒絶理由の併せ打ち」は、審査効率化と出願人負担のバランスを考慮した重要な実務制度であることが確認された。田中弁理士による実証研究は、この制度の実態を定量的に明らかにした貴重な成果である。

主要な知見：

1. 併せ打ちの効果は拒絶理由の組合せにより大きく異なる（40-80%の成功率幅）
2. 明確性を含む組合せは比較的高い成功率を示す（72-80%）
3. 記載要件同士の組合せは最も困難である（40%）
4. 技術分野による差異が存在し、分野特性を考慮した対応が必要

これらの知見は、審査実務の改善と出願戦略の最適化に重要な示唆を提供している。今後も継続的なデータ収集と分析により、より効率的で公正な特許審査制度の実現が期待される。

引用文献

田中研二「反論成功率から『拒絶理由の併せ打ち』について分析してみた」知財実務情報Lab. 2025年8月^[1]

田中研二「拒絶理由別の反論成功率を調べてみた」知財実務情報Lab. 2025年6月^[13]

田中研二「進歩性の拒絶理由に対する各種反論の有効性」特許2021年^[2]

特許の拒絶理由通知と拒絶査定への対処法, Tokkyo-lab.com^[9]

特許庁「特許・実用新案審査基準 第3節 拒絶理由通知」^[5]

特許庁「特許行政年次報告書2024年版」^[6]
田村良介「意見書のお作法」知財実務情報Lab. 2023年^[3]
現役企業内弁理士「特許の中間処理における戦略」弁理士Coffee 2025年^[4]
鷺田国際特許事務所「PROSECUTION国内外中間業務」^[12]
梅澤国際特許事務所「拒絶理由通知への対応と戦略のまとめ」2018年^[10]
丹羽匡孝「中間手続業務」シグマ国際特許事務所^[11]
特許庁「特許審査の品質管理に関するマニュアル」^[7]
作成データ「rejection_combination_success_rates.csv」

✻

1. <https://chizai-jj-lab.com/2025/08/19/0817-2/?hm>
2. <https://chizai-jj-lab.com/2025/06/10/0607-3/>
3. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3822>
4. http://www.jpaa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2016_05_529.pdf
5. <https://tokkyo-lab.com/co/info-decline>
6. https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/document/index/2019_05.pdf
7. https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/201112/jpaapatent201112_051-059.pdf
8. https://note.com/sasarindo_ip/n/n7b59c58528f5
9. <https://ipnosusume.com/oastatistics/>
10. https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_a.pdf
11. <https://www.tokyo-ip.jp/16097513464999>
12. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4015>
13. https://jpaa-patent.info/patents_files_old/200912/jpaapatent200912_032-036.pdf
14. https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200402/jpaapatent200402_081-083.pdf
15. https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/06_0102bm.pdf
16. <https://www.tokkyo.ai/tokkyo-wiki/patent-reason-notice-response/>
17. <https://www.rclip.jp/jp/publications/patent-statistics>
18. https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/01_0203.pdf
19. <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/0100.pdf>
20. http://www.jpaa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2015_01_028.pdf
21. <https://biz.moneyforward.com/contract/basic/8544/>
22. <https://hanadapat.com/notice-of-reasons-for-refusal/>
23. https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei/document/hatsumei_kaitei/9.pdf
24. <https://chizai-jj-lab.com/2023/01/17/0117/>
25. <https://benrishi-coffee.com/tyukan/>
26. <https://newji.ai/procurement-purchasing/effective-response-techniques-for-office-action-amendments-and-opinion-statements/>

27. <https://www.washidapat.com/prosecution/>
28. <https://www.saegusa-pat.co.jp/commentary/patent/1348/>
29. <https://www.umepat.com/拒絶理由通知への対応と戦略のまとめ/>
30. <http://www.tamba-pat.com/category/1371967.html>
31. https://jpaa-patent.info/patents_files_old/200912/jpaapatent200912_023-031.pdf
32. <http://www.tamba-pat.com/article/13826229.html>
33. <https://www.inoue-as.com/276.html>
34. <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/0201.pdf>
35. https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/dai8/siryou3.pdf
36. <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2022/document/index/0101.pdf>
37. https://www.meti.go.jp/policy/newmiti/mission/2021/2_2_2.pdf
38. <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2024/document/index/0101.pdf>
39. https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/document/tokkyo_manual/manual.pdf
40. <http://www.tokugikon.jp/gikonshi/282/282tokusyu1-2.pdf>
41. https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/hinshitu_shoi/document/r01-01-shiryou/09.pdf
42. <https://ppl-ai-code-interpreter-files.s3.amazonaws.com/web/direct-files/e05be9c3529153dcec3c030c22d219a8/1a0b3c97-6fb5-473f-9f02-7f3aa789df06/c460f2d2.csv>
43. <https://ppl-ai-code-interpreter-files.s3.amazonaws.com/web/direct-files/e05be9c3529153dcec3c030c22d219a8/1a0b3c97-6fb5-473f-9f02-7f3aa789df06/e3480acf.csv>